　建設工事請負仮契約書

１　工事名

２　工事場所

３　工　　　期　　　着工　　本契約成立後契約担当者の指定する日

　　　　　　　　　　完成　　令和　　 　年　 　　月　 　　日

４　工事を施工しない日

　　工事を施工しない時間帯

５　請負代金額　　　　　￥

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　　　　　　　　　　　　　　）

６　契約保証金　　　　　￥

７　建設発生土の搬出先等

８　解体工事に要する費用等

９　その他

（１）　この仮契約は大分市議会の議決を得た後、契約担当者が契約の相手方に対し、本契　　　　約を成立させる旨の意思表示をしたときに本契約としての効力が生ずるものとする。ただし、大分市議会の議決が得られなかったことにより、請負者に損害が生じても、契約担当者は、一切の責めを負わない。

（２）　この仮契約締結後、（１）に規定する意思表示をするまでの間に、請負者が次のアからウのいずれかに該当した場合、契約担当者は、仮契約の解除を行うことができるものとする。この場合において、契約担当者は、契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

　　ア　大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成１２年大分市告示第４７７号）に基づく指名停止措置を受けたとき。

イ　大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成２４年大分市告示第３７７号）

に基づく排除措置を受けたとき。

ウ　入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。

　上記の工事について、契約担当者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　と請負者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　とはおのおのの対等な立場における合意に基づいて、大分市契約事務規則及び次の条項によって公正な請負仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

　請負者は、別紙の　　　　　　　　　　　　　　特定建設工事共同企業体協定書により、頭書の工事を共同連帯して請け負う。

この契約の証として、本契約書３通を作成し、当事者が記名押印の上各自１通保持する。ただし、この契約書を電磁的記録（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第５項の措置を講じたものに限る。）で作成する場合は、当事者が電子契約システム（発注者が指定するものに限る。）を用いて電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

　　令和　　　年　　　月　　　日

　契約担当者

　請　負　者　　　　　　　　　　　　特定建設工事共同企業体

　　代表構成員　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　代表者氏名

　　構　成　員　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　代表者氏名